

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性、適法性を確保しつつ、迅速な業務執行体制の確立を図っております。

コーポレート・ガバナンスについての重点課題としては、「経営者が、企業の目的・経営理念を明確にし、それに照らした適切な態度・行動をとる姿勢を広く社会に明示・伝達すること」、「ステークホルダーとの円滑な関係を構築すること」、「適時適切な情報開示ができること」、「取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ、株主に対する説明責任を果たせること」、「経営者として企業を規律するために、内部統制の充実が図られていること」を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、グロス上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

該当事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 早稲田1号投資事業有限責任組合 | 1,106,100 | 38.83 |
| 中村 達生 | 660,800 | 23.20 |
| ウエルインベストメント株式会社 | 125,100 | 4.39 |
| MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) | 80,300 | 2.82 |
| 吉田 憲司 | 50,500 | 1.77 |
| 株式会社八創 | 50,000 | 1.76 |
| 株式会社SBI証券 | 39,780 | 1.40 |
| 長谷川 智彦 | 30,000 | 1.05 |
| JPMorgan証券株式会社 | 19,100 | 0.67 |
| CHOI JIYOUNG | 18,000 | 0.63 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

2022年10月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社及びアセットマネジメント One株式会社が2022年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

みずほ証券株式会社 所有株式数 300株 割合 0.01%
アセットマネジメント One株式会社 所有株式数 73,400株 割合 2.54%

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 グロース |
| 決算期 | 7月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鈴木 理晶 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 鈴木 理晶 | | | 鈴木理晶氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、弁護士及びベンチャー企業のアドバイザーとして企業法務における豊富な知識、経験を有しており、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。 なお、ストックオプションを4,500株付与しておりますが、全体の発行株式数の0.2%以下であり、取締役としての職務遂行に影響はないものと考えております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査室に内部監査機能を保持させております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松田 均 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 宮内 宏 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 金子 良太 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|--|
| 松田 均 | | | <p>大手商社勤務経験及び事業会社での取締役、社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員にしております。</p> <p>なお、ストックオプションを6,900株付与しておりますが、全体の発行株式数の0.3%以下であり、監査役としての職務遂行に影響はないものと考えております。</p> |
| 宮内 宏 | | | <p>弁護士及びデータ専門家としての知識を有し、その豊富な経験から、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員にしております。</p> <p>なお、ストックオプションを1,500株付与しておりますが、全体の発行株式数の0.1%以下であり、監査役としての職務遂行に影響はないものと考えております。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 金子 良太 | | <p>大学教授としての経験を有し、また、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有し、会計業務に精通しており、その豊富な経験から、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p> <p>当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断し、独立役員にしております。</p> |
|-------|--|---|

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 4名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

当社ではストックオプション制度を導入しておりますが、2018年7月以降、ストックオプションとしての新株予約権の付与はありません。

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他 |
|-----------------|-----------------------------------|

該当項目に関する補足説明

上記付与者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬のみとし、株主総会で決議された範囲内で、取締役会決議によって決定いたします。

2. 個人別の報酬等の額または算定方法

基本報酬については月額固定報酬とし、2018年4月10日の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議され、当該限度額内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

3. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬である固定報酬については、取締役の在任期間中に毎月現金で固定額を支払います。

4. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長中村達生が取締役の個人別の固定報酬の金額の決定をしております。これらの権限を委任した理由としては、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による評価に基づく決定方法が、取締役会での合議により決定されるものより適しているとの考えからであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、経営管理部が窓口となって情報提供を適宜行っており、取締役会の議題や資料を事前に配布し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会制度を採用し、社外取締役を含む取締役会が経営を監督する機能を担い、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

取締役会は、5名(有価証券報告書提出日現在、うち社外取締役1名)の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則毎月1回開催し、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の遂行を監督しております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長: 代表取締役社長 中村達生

構成員: 取締役 鮫島正明 ・ 取締役 ChoiJiyoungh ・ 取締役 瀧口匡 ・ 取締役 鈴木理晶(社外取締役)

b. 監査役会

監査役会は、社外監査役3名(有価証券報告書提出日現在、うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、監査役会を原則3ヶ月に1回以上開催し、監査の方針、監査の方法、監査業務の執行に関する事項の決定を行っております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長: 監査役(常勤監査役) 松田均

構成員: 監査役(非常勤監査役) 宮内宏 ・ 監査役(非常勤監査役) 金子良太

c. 部長会

部長会は、代表取締役・取締役・執行役員及び各部長以上の責任者、子会社取締役等で構成され、営業体制の強化、リスク状況の把握、新商品の開発など、経営全般について迅速な意思決定を行うために、必要に応じて開催しております。部長会は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として活発な議論を交換しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しております。

d. 内部監査室

当社は、内部監査室に内部監査機能を保持させております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営を監督する取締役会を監査役会が牽制する体制とすることで適正なコーポレート・ガバナンスを確保できるものと判断し、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

| | |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | より多くの株主の皆様にご参加いただくため、開催日の設定については集中日を避けるように留意いたします。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 第16回定時株主総会より、インターネットを通じた議決権の行使を実施しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社では「1・ディスクロージャーの基準」「2・情報開示の方法」「3・業績予想および将来情報の取り扱い」「4・沈黙期間の設定」から構成されるディスクロージャーポリシーを策定しており当社ウェブサイトに掲示しております。 https://www.valuenex.com/jp/investor-relations | |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページのIRサイトに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決算補足資料を掲載しています。 https://www.valuenex.com/jp/investor-relations | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRに関する業務は、経営管理部にて担当いたします。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------------------|--|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「コンプライアンスマニュアル」の中で、社会との関係、顧客・取引先・競争会社との関係、株主・投資家との関係、職場環境との関係、会社との関係について詳細に規定しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範である「コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観のもとで行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し取り組む。
 - ・「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定、必要に応じて改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数保管・管理する。
 - ・文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、「組織関連規程」等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
- ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、子会社の取締役等及び使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行う。
 - ・当社監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指示命令を受けないものとする。

7. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役による違法、又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
 - ・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための態勢
- ・当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしてはならない。また、当該報告を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

9. 監査役がその職務の執行のために生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・当社の「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針(以下「基本方針」という。)とし、代表取締役はこれを社内外に宣言するものとしております。

- (1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- (3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び統括責任者

当社は、反社会的勢力への対応部署を経営管理部と定め、管理部責任者をこれらの対応を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

新規取引先・株主・役員について

原則として、インターネット検索を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d)外部専門機関との連携状況

当社は、定期的に外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急対応のため、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(e)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応管轄部署である経営管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f)研修の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。



